

広島県告示第百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十一条第一項の規定によって、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の届出があった。

平成二十五年三月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
J A歌野原歯科医院	東広島市八本松町原六八四六	平成二四年一月三〇日
水口医院	江田島市江田島町中央二丁目一番八号	平成二四年七月三一日